

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例について

給与の支払いを受ける者の総人員数（ひたちなか市在住を問わず）が常時10人未満である市民税及び県民税の特別徴収義務者は、別紙「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を提出し、ひたちなか市から承認を受けることにより、給与の支払いの際に徴収した市民税及び県民税の特別徴収税額を、次に掲げる期日までに納入することができます。

◎1年間の市民税県民税特別徴収税額（6月～翌年5月）について

●通常の場合

期別	納期限	期別	納期限
6月分	7月10日	12月分	1月10日
7月分	8月10日	1月分	2月10日
8月分	9月10日	2月分	3月10日
9月分	10月10日	3月分	4月10日
10月分	11月10日	4月分	5月10日
11月分	12月10日	5月分	6月10日

●納期の特例が承認された場合

期別	納期限	期別	納期限
6月分	12月10日	12月分	6月10日
7月分		1月分	
8月分		2月分	
9月分		3月分	
10月分		4月分	
11月分		5月分	

(注意)

1. 常雇従業員が10人未満であっても、日雇労働者等を加えると常時10人以上となる場合は、納期の特例を適用することはできません。ただし、日雇労働者等により10人以上となる時期が繁忙期等に限られ、平常時は10人未満である場合には、納期の特例を適用することができます。
2. 納期の特例の申請をされても、現在滞納がある又は最近著しい納入の遅延がある場合は、承認されないことがあります。このことについて、止むを得ない事情がある場合は、申請書にその旨を詳細に記入してください。また、承認を受けても滞納や納入の遅延があった場合は、この承認を取り消すことがあります。
3. 納期の特例の承認後、給与の支払いを受ける者の人数が条件の限度（常時10人未満）を超えた場合又は特例の承認を取りやめたい場合は、別紙「給与の支払を受ける者が常時10人以上となったことの届出書」に必要事項を記入のうえ、総務部税務事務所市民税課に提出してください。

<参考> ひたちなか市市税条例 第46条の2（抜粋）

（略）特別徴収義務者は、その事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの（給与の支払を受ける者が常時10人未満であるものに限る。）につき、市長の承認を受けた場合には、6月から11月まで及び12月から翌年5月までの各期間（略）に当該事務所等において支払った給与について徴収した特別徴収税額を、前条の規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月10日までに納入することができる。（略）

受付印

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

令和〇〇年 6月 1日

申請書を提出する日を記入してください

ひたちなか市長 大谷 明 殿

(特別徴収義務者)

住 所(所在地) ひたちなか市東石川2-10-1

氏 名(名 称) (株) ひたちなか

法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

ひたちなか市市税条例第46条の3の規定により特別徴収税額の納期の特例について承認方申請します。

特例の適用を受けようとする特別徴収税額	令和〇〇年 6月以後の支払に係る給与所得, 退職所得に対する特別徴収税額 ※実際に適用を受ける期間は, 承認を受けた日によって異なる場合があります。				
申請の日前6月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の給与の支払額 ※申請日より過去半年間の従業員数と, その給与合計を月ごとに記入してください。	区 分 令和〇〇年12月 令和〇〇年1月 令和〇〇年2月 令和〇〇年3月 令和〇〇年4月 令和〇〇年5月	給与の支払を受ける 人 数 1 人 1 1 1 1 1	給与の金額 200,000円 200,000 200,000 200,000 200,000 200,000	臨時に雇傭している者 人 数 人 人 人 人 人	給与の金額 円 円 円 円 円 円
1 現に 税の滞納があり, また, 最近において著しい納入の遅延の事実がある場合において, それが止むを得ない理由によるものであるときは, その理由の詳細 2 申請の日前1年以内に納期の特例についてその承認の取り消されたことがある場合はその年月日等	※該当がなければ記載不要です				

受付印

給与の支払を受ける者が常時10人以上となった
ことの届出書

年 月 日

ひたちなか市長(氏 名) 殿

(特別徴収義務者)
承認番号 第 号
住 所(所在地)

氏 名(名 称)

法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

給与の支払を受ける者が 年 月より常時10人以上となったのでひたちなか市市
税条例第46条の4の規定により届出します。

記

(常時10人以上となったことについての概要)